

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について (第18報)

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 市内

(5月26日公表時点)

陽性確認月	令和2年	令和3年					合計
	～12月	1月	2月	3月	4月	5月	
患者数	37人	6人	4人	1人	10人	25人	83人

(2) 県内

(島根県ホームページより 5月26日公表時点)

市町村	患者数	市町村	患者数
松江市	245人	海士町	14人
出雲市	83人	吉賀町	13人
益田市	51人	津和野町	8人
雲南市	26人	邑南町	4人
浜田市	26人	奥出雲町	2人
安来市	14人	県外	25人
大田市	9人	計	520人

※入院または宿泊療養中：96人

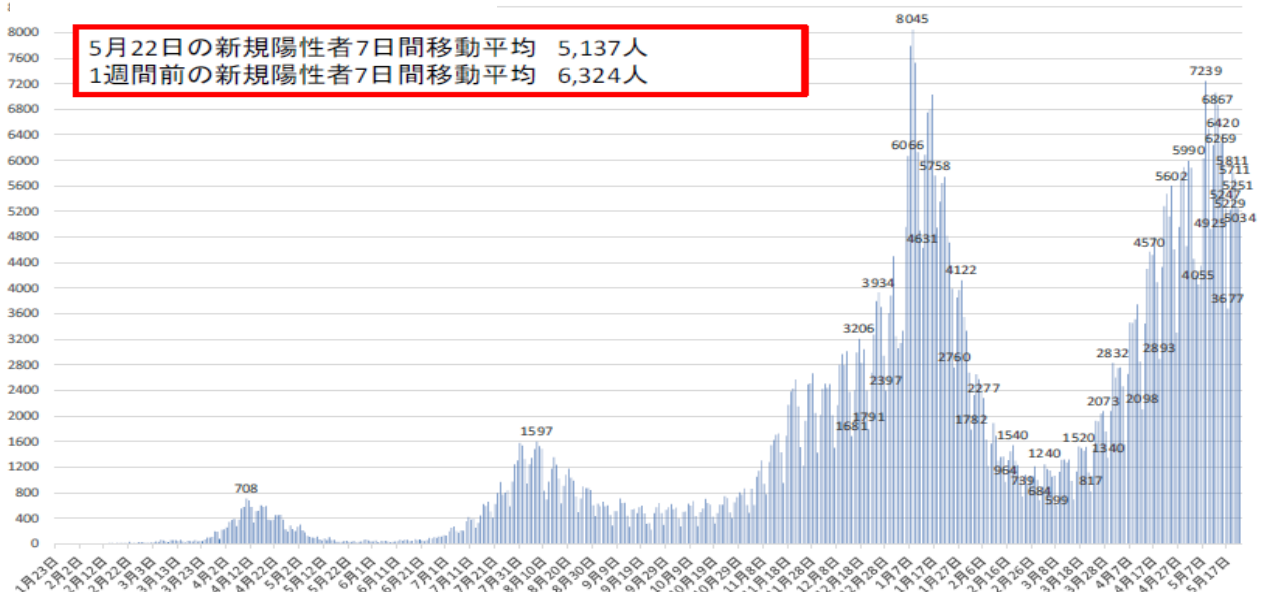
(3) 国内及び世界

(厚生労働省「報道発表資料」より 5月25日公表時点)

国等	患者数	うち死亡者
日 本	721,912人	12,398人
クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	13人
その他の国 (192の国・地域)	166,393,785人	3,457,276人
合 計	167,116,409人	3,469,687人

新型コロナウイルス感染症国内発生動向 (報告日別新規陽性者数) 【5月23日公表時点】

(厚生労働省「報道発表資料」より)



【ステージ判断のための指標】

		ステージⅢの指標	ステージⅣの指標
医療提供体制等の 負荷	① 医療の逼迫具合		
	確保病床使用率	20%以上	50%以上
	入院率	40%以下	25%以下
	重症者用病床使用率	20%以上	50%以上
	② 療養者数	20人 /10万人以上	30人 /10万人以上
感染の 状況	③ PCR 陽性率	5%以上	10%以上
	④ 新規陽性者数	15人 /10万人/週以上	25人 /10万人/週以上
	⑤ 感染経路不明割合	50%以上	50%以上

※入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。

○緊急事態措置（10都道府県）、まん延防止等重点措置実施区域（8県）及び島根県の医療提供体制等の状況（厚生労働省ホームページより 5月21日公表時点）

		①病床の逼迫具合(%)			②療養者数(人)	③PCR陽性率(%)	④新規陽性者数(人)	⑤経路不明割合(%)
		確保病床使用率	入院率	重症病床使用率				
	ステージ3	20%↑	40%↓	20%↑	20人↑	5%↑	15人↑	50%↑
	ステージ4	50%↑	25%↓	50%↑	30人↑	10%↑	25人↑	50%↑
緊急事態措置区域	北海道	50.8	15.9	25.9	110.3	10.6	73.14	63.0
	東京都	40.1	38.1	43.8	45.6	4.7	35.40	60.3
	愛知県	62.6	16.2	47.9	77.4	15.2	51.85	46.5
	京都府	65.5	20.0	43.0	59.5	8.1	35.39	51.0
	大阪府	74.7	13.1	63.0	171.8	7.0	43.71	58.8
	兵庫県	66.7	21.7	71.5	67.5	9.6	31.10	47.3
	岡山県	84.5	25.1	69.8	73.3	8.6	53.81	58.6
	広島県	72.2	17.2	22.9	74.7	1.8	53.03	41.0
	福岡県	76.1	15.7	51.3	114.3	10.7	59.29	64.7
	沖縄県	80.0	29.0	73.8	105.5	15.7	68.82	67.9
まん延防止等重点措置区域	埼玉県	47.5	29.8	26.5	34.6	3.4	19.88	45.0
	千葉県	33.0	32.9	11.7	21.8	3.3	14.49	56.3
	神奈川県	32.2	25.0	31.7	25.1	8.5	21.61	55.7
	群馬県	63.4	41.2	23.0	34.2	5.8	20.39	36.6
	石川県	74.5	48.1	28.6	50.8	4.5	23.90	37.0
	岐阜県	71.6	46.4	33.9	57.3	9.8	43.33	40.0
	三重県	43.7	31.8	19.7	33.7	11.5	17.24	32.8
	熊本県	55.8	32.1	37.3	50.3	17.0	37.19	53.7
	島根県	30.8	100.0	12.0	11.6	4.8	12.02	24.5

2. 市の主な対応状況

(1) 市対策本部会議 等

出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（計30回開催）（5月25日現在）

※参考：これまでの本部設置状況

令和2年1月30日	出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置（計3回開催）
3月4日	出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
4月7日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行
5月25日	緊急事態宣言解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行
令和3年1月8日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行
3月22日	緊急事態宣言解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行
4月24日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行

※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

(2) 市民等への情報提供、注意喚起

①市長記者会見

②市長メッセージの発出

③各広報媒体での周知

（広報いずも（令和2年6月1日臨時号、令和2年10月20日別冊特集号）、新型コロナウイルス感染症対策啓発広報紙、市ホームページ、SNS、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、有線放送）

④新型コロナウイルス感染症対策の啓発用CM動画

⑤関係団体等への情報提供、注意喚起

⑥新型コロナウイルス感染症患者が確認された市内店舗の利用者に、感染拡大防止に関する呼びかけ（12月14日～1月8日、1月14日～28日、2月9日～15日）

(3) 市民、関係団体等からの相談件数

（5月20日現在）

相談内容	相談窓口	～3年4月	3年5月～
健康一般相談	健康増進課	889件	43件
ワクチン接種に関すること	ワクチン接種コールセンター	1,432件	6,355件
特別定額給付金に関すること	政策企画課	約9,045件	0件
町内会、自治会活動に関すること	自治振興課	41件	0件
小学校、中学校に関すること	教育政策課	340件	16件
保育所、幼稚園に関すること	保育幼稚園課	381件	7件
スポーツ、文化活動に関すること	文化スポーツ課	54件	5件
雇用に関すること	産業政策課	27件	1件
中小企業への支援に関すること	商工振興課	3,020件	348件
市税・保険料の徴収猶予等の相談	収納課、保険年金課 高齢者福祉課	1,003件	2件
水道料金、下水道使用料の支払猶予等の相談	営業総務課 斐川宍道水道企業団	36件	0件
市営住宅の減免に関すること	建築住宅課	27件	0件
市営住宅の提供に関すること	建築住宅課	9件	0件
その他（防災安全課、各行政センター等）		366件	0件
合計		約16,670件	6,777件

(4) ワクチン接種に向けた対応

- ・一般相談窓口（コールセンター）の開設（3月24日）
- ・高齢者へ接種券と案内チラシを発送（4月15日）
- ・高齢者の予約受付に関する案内チラシを発送（4月30日）
- ・高齢者の予約（接種日：5月22日～6月11日分）受付開始（5月13日）
- ・高齢者への接種（集団接種）の開始（5月22日～）

※実施状況等については、**報告 福1**「新型コロナワクチン接種の実施状況等について」のとおり

(5) 庁舎及び公共施設における感染予防対策

- ・庁舎及び施設内のドアノブ、手すり、エレベータなどの消毒、定期的な換気の実施
- ・窓口等に飛沫防止用ビニールカーテン、アクリル間仕切りの継続
- ・職員等に対し、感染防止策（マスク着用、手洗いの徹底）、出勤前の検温、毎日の行動記録を記載するなどの健康管理を徹底、接触確認アプリ（COCOA）の導入、会合・会食は、利用施設での換気や消毒など感染防止策が講じられている場所を利用

(6) 市の公共施設等の対応

①キャンセル対応

新型コロナウイルス感染症を理由とした公共施設のキャンセルについて、当分の間、使用料を求めない。

②市が主催するスポーツ・文化イベント等の開催、中止、延期、規模縮小等の判断目安の期間の延長について（4月30日）

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）。

時期	収容率		人数上限
12月1日 ～6月30日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 〔 席がない場合は 適切な間隔 〕	50% (※) 以内 〔 席がない場合は 十分な間隔 〕	

(※)ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算

①令和元年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	計上項目	内容	金額
3月専決	繰越明許費 の追加	私立認可保育所における保健衛生用品等の 購入費補助	26,500

②令和2年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	内容	内訳
【第1弾】 5月補正 (第1回)	①特別定額給付金事業	17,599,000
	②子育て世帯臨時特別給付金事業	263,500
	③小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費	37,500
	計	17,900,000
【第2弾】 5月補正 (第2回)	①中小企業緊急支援給付金事業	520,000
	②地域商業等再起支援事業	100,000
	③商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
	④中小企業融資資金貸付事業	10,000
	⑤農林水産物販売活動支援事業	5,000
	⑥生活資金支援給付金事業	18,000
	⑦住居確保困難者支援給付金事業	2,700
	⑧ひとり親世帯等臨時給付金事業	88,000
	⑨就学援助事業	10,000
	⑩ICT教育環境整備事業	577,600
	⑪学力向上推進事業	6,000
	⑫新型コロナウイルス感染症対策基金積立	1,000
	⑬庁舎等管理費	7,900
	減額補正	▲56,200
計	1,300,000	
【第3弾】 6月補正 (第4回)	①中小企業緊急支援給付金事業	310,000
	②タクシー事業者等特別支援給付金事業	20,000
	③宿泊施設特別支援給付金事業	55,400
	④事業者向け相談窓口設置事業	7,000
	⑤飲食店感染症予防支援事業	8,000
	⑥出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業	286,000
	⑦観光業応援クーポン券発行事業	160,000
	⑧Go To 出雲キャンペーン事業	20,000
	⑨防災対策費	50,000
	⑩デジタルファースト推進事業	15,000
	⑪妊産婦支援給付金事業	46,800
	⑫障害者総合支援法施行事業	7,800
	⑬意思疎通支援事業	1,000
	⑭小学校管理費・中学校管理費	13,000
計	1,000,000	
【第4弾】 7月補正 (第5回)	①地域商業等再起支援事業（追加）	600,000
	②出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業（追加）	270,000
	③国・ひとり親世帯等臨時給付金事業	245,000
	④各種児童福祉施設管理運営費	98,000

	⑤生活資金支援給付金事業（追加）	36,000
	⑥ICT教育環境整備事業（追加）	464,000
	⑦校舎リフレッシュ事業	176,500
	⑧学校図書館活用事業	15,000
	⑨小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費（追加）	45,400
	⑩会計年度任用職員等任用費	1,700
	⑪各種指定管理施設管理運営費	48,400
	計	2,000,000
【第5弾】 9月補正 (第7回)	①一畑電車活性化事業	53,400
	②出雲生活バスサービス事業	77,150
	③出雲空港整備利用促進事業	3,350
	④冬の出雲誘客キャンペーン事業	100,000
	⑤修学旅行費支援事業	18,000
	⑥保育所・放課後児童クラブ等従事者応援協力金事業	131,700
	⑦乳幼児健康診査事業	2,900
	⑧新型コロナウイルス感染症拡大防止対策啓発事業	9,500
	⑨新型コロナウイルス感染症対策基金積立（追加）	4,000
	計	400,000
【第6弾】 12月補正 (第8回)	①各種指定管理施設管理運営費	99,800
	②民間譲渡施設特別支援給付金事業	5,000
	③市長・市議会議員選挙費	3,300
	④地域生活支援事業等受入体制強化事業	8,600
	⑤生活資金支援給付金事業（追加）	26,000
	⑥私立認可保育所特別事業補助	23,000
	⑦校舎リフレッシュ事業（小学校・中学校）	202,600
	⑧決算見込に基づく減額補正	▲128,300
	計	240,000
1月専決	新型コロナウイルスワクチン接種事業 ①接種体制確保経費 190,000 ②ワクチン接種費用 790,000	980,000
【第7弾】 3月補正 (第11回)	①就職活動PCR検査等費用助成事業	5,100
	②出雲の観光イメージアップ事業	3,000
	③ICT活用教育推進事業	25,800
	④小・中学校における保健衛生用品等の購入費（追加）	52,800
	⑤各種公共施設における感染症対策経費	76,000
	⑥各種指定管理施設管理運営費（追加）	18,500
	計	181,200

令和2年度(国民健康保険事業特別会計)

(単位:千円)

予算時期	内容	金額
【第5弾】 9月補正 (第1回)	国民健康保険料減免に伴う過年度保険料還付金	8,000

③令和3年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	内容	金額
【第7弾】 第1回補正 ※【第7弾】 令和2年度 3月補正 (第11回) と合わせて 1,021,200	①出雲のお店応援プレミアム付商品券発行事業	555,000
	②出雲の観光応援クーポン券発行事業	112,000
	③出雲のお宿応援キャンペーン事業（山陰限定）	35,000
	④中小企業等新事業展開支援事業	101,500
	⑤商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
	⑥飲食店感染症予防支援事業	10,000
	⑦農林水産物販売活動支援事業	5,000
	⑧芸術文化元気はつらつ活動応援事業	5,000
	⑨新型コロナウイルス感染症拡大防止対策啓発事業	6,500
	計	840,000
【第8弾】 4月専決	①国・子育て世帯生活支援特別給付金事業	230,000
	②生活資金支援給付金事業	20,000
	計	250,000
6月補正 (案)	①児童福祉施設等における感染症対策経費	79,200
	②母子家庭等自立支援給付金事業	3,000
	③新型コロナウイルスワクチン接種事業	172,000
	④サテライトオフィス整備事業	99,000
	⑤出雲のお店応援プレミアム付商品券発行事業	390,000
	⑥冬の出雲誘客キャンペーン事業	90,000
	⑦出雲の観光イメージアップ事業	3,300
	⑧修学旅行費支援事業	4,000
	⑨文化施設改修事業	13,100
	計	853,600

(2) 各種支援事業の給付状況等

○実施中の事業（令和3年度）

（5月20日現在 金額単位：円 執行率：％）

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
住居確保給付金	平成27年 4月1日	未定	0	0	0
水道料金・下水道使用料の 支払猶予	令和2年 5月1日	未定	0	0	—
傷病手当金	令和2年 5月12日	令和3年 6月30日	0	0	—
市営住宅家賃の減免	令和2年 5月21日	令和4年 3月1日	0	0	—
生活資金支援給付金	令和3年 3月1日	令和3年 6月30日	70	6,212,500	31.1
就職活動PCR検査等費用 助成事業	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	2	20,000	0.4
出雲のお店応援プレミアム 付商品券発行事業	令和3年 3月7日	令和3年 8月31日	申込組数 170,283組	555,000,000	—

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
出雲の観光応援クーポン券 発行事業	令和3年 5月1日	使用期限 令和3年 8月31日	配付組数 50,000	宿泊者向け配付金額 100,000,000	—
出雲のお宿応援キャンペーン 事業（山陰限定）	令和3年 5月1日	令和3年 8月31日	助成人数 10,000	—	—
中小企業等新事業展開支援 事業	令和3年 4月26日	令和3年 7月23日	50	21,014,000	21.0
商工団体等事業継続支援活 動補助	令和3年 4月1日	令和4年 3月20日	1	1,000,000	10.0
飲食店感染症予防支援事業	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	申請店舗数 227	9,999,000	—
農林水産物販売活動支援事 業	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	0	0	0
芸術文化元気はつらつ活動 応援事業	令和3年 4月1日	令和3年 12月28日	4	200,000	4.0
新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	0	0	0
国・子育て世帯生活支援特 別給付金事業	令和3年 4月1日	令和4年 2月28日	1,250	101,150,000	45.0

※事業開始日は、当初の日付を記載

○令和2年度事業の実績

事業名	件数	金額
住居確保給付金	27	4,704,140
水道料金・下水道使用料の支払猶予	34	622,682
傷病手当金	0	0
市営住宅家賃の減免	9	190,800
出雲市中小企業信用保証料補助金	120	15,485,823
後期高齢者医療保険料の減免	13	1,167,370
特別定額給付金事業	66,932	17,463,400,000
児童クラブ利用自粛・閉所時保護者負担金の減免	762	664,925
保育所登園自粛・閉所時保育料の減免	2,610	14,336,360
徴収猶予（法人）	61	168,867,800
徴収猶予（個人）	69	16,125,451
生活資金支援給付金	1,011	83,805,000
住居確保困難者支援給付金	22	1,980,000
出雲市中小企業等緊急支援給付金	3,557	478,900,000
出雲市商工団体等事業継続支援活動補助金	15	8,722,000
農林水産物販売活動支援補助金	9	5,219,000
子育て世帯臨時特別給付金事業	13,609	239,960,000
就学援助事業（昼食費補助）	1,728	13,771,000

事業名	件数	金額
地域商業等再起支援事業補助金	1,131	559,771,000
国民健康保険料の減免	166	41,516,738
介護保険料の減免	79	6,141,183
妊産婦支援給付金事業	2,177	43,540,000
宿泊施設特別支援給付金	63	46,500,000
タクシー事業者等特別支援給付金	16	20,750,000
在宅障がい者等相談支援事業	1	39,000
ひとり親世帯等臨時給付金（市制度）	1,233	81,380,000
各種指定管理施設管理運営費（キャンセル料免除減収分）	49	43,718,000
観光業応援クーポン発行事業	配付組数 50,000	宿泊者向け配付金額 150,000,000
各種児童福祉施設管理運営費加算（児童クラブ等）	58	55,484,223
ひとり親世帯等臨時給付金（国制度）	3,827	247,630,000
出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業	販売組数 100,000	各世帯向け発行金額 500,000,000
出雲市飲食店感染症予防支援事業（店舗向けステッカー交付事業）	申請店舗数 223	委託料 8,580,000
一畑電車沿線地域対策協議会負担金	1	53,404,000
21世紀出雲空港整備利用促進協議会負担金	1	3,350,000
出雲生活バスサービス事業（出雲市公共交通特別支援補助金）	3	39,080,000
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	5	2,500,000
修学旅行費支援事業	9	1,540,803
冬の出雲誘客キャンペーン事業	-	59,156,436
保育所・放課後児童クラブ等従事者応援協力金事業	2,404	120,200,000
各種指定管理施設管理運営費（収支不足分）	24	99,363,956
地域生活支援事業等受入体制強化事業補助金	17	3,749,010
私立認可保育所特別事業補助金	149	55,320,190
病児・病後児保育事業補助金	10	4,805,278
令和3年度固定資産税・都市計画税の減額	559	-
民間譲渡施設特別支援給付金事業	5	5,000,000
就職活動PCR検査等費用助成事業	1	10,000

（3）新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を募集（令和2年6月1日～）

（5月20日現在 金額単位：円）

事業名	件数	金額
新型コロナウイルス感染症対策寄附金	94	7,518,449

4. 市内の状況

(1) 各部署が把握している市内の状況

部署	市内の状況（影響）										
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の状況（5月21日現在） (1)出雲縁結び空港： <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">JAL東京線</td> <td>2往復運航中（3往復減便）</td> </tr> <tr> <td>大阪線</td> <td>2往復運航中（2往復減便）</td> </tr> <tr> <td>福岡線・隠岐線</td> <td>通常運航中</td> </tr> <tr> <td>FDA名古屋線・静岡線・仙台線</td> <td>通常運航中</td> </tr> <tr> <td>神戸線</td> <td>運休</td> </tr> </table> (2)JR：通常どおり運行中（※特急列車は一部運休） (3)一畑電車：通常どおり運行中 (4)高速・空港連絡・観光バス：一部運休 (5)市内路線バス：通常どおり運行中 	JAL東京線	2往復運航中（3往復減便）	大阪線	2往復運航中（2往復減便）	福岡線・隠岐線	通常運航中	FDA名古屋線・静岡線・仙台線	通常運航中	神戸線	運休
JAL東京線	2往復運航中（3往復減便）										
大阪線	2往復運航中（2往復減便）										
福岡線・隠岐線	通常運航中										
FDA名古屋線・静岡線・仙台線	通常運航中										
神戸線	運休										
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 【市内の私立高校・中学】 ・手洗い、マスク等の対策を徹底。生徒・教員の毎日の検温を義務付け。 ・県外からの来校を控えるよう周知（出雲西高等学校） ・各教室に空気清浄機の設置（出雲北陵高等学校） 【市内の専門学校】 ・県外者との会食は飲酒の有無に関わらず自粛、5人以上の飲食を控えるよう指導、県外への移動は極力控える。 ・5月24日から当面の間、対面授業とオンライン授業を併用する。（出雲医療看護専門学校） ・登校前に体温や健康状態を送信させるアンケートの実施（出雲コアカレッジ） ・教室内や食事スペースで、座る間隔の確保やアクリル板の設置（トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校） 【島根大学医学部】 ・県内を含む移動を自粛する。移動する際は、事前に指導教員の許可を得るとともに、移動届を提出する。 ・学校指定の「感染注意地域」への移動は極力控え、やむを得ず移動する場合は、学部長の許可が必要。帰県後14日間は自宅待機し健康観察する。 【島根県立大学出雲キャンパス】 ・5月20日から31日まで、全ての授業をオンラインとした。この間、学生のアルバイトも自粛させる。 ・飲酒を伴う会食は、人数に関わらず禁止。飲酒しない会食も当面の間自粛する。 ・5月20日から31日までは、県外のみならず県内移動も極力自粛する。やむを得ず移動する場合は、事前に移動予定（理由・期間・移動先）を提出する。帰県後14日間は自宅待機（行動自粛）し、健康観察と感染症対策を徹底する。 ・県外者との接触は極力控える。同居家族が県外へ移動した場合、帰県後14日間は当該同居家族との接触を避け、感染予防に努める。 										
財政部	<ul style="list-style-type: none"> 【日曜納税相談の状況】 ・令和2年度 6回開催（延相談者数：22名） ・令和3年度 令和3年5月9日（相談者：0名） 【建設工事、測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加有資格者名簿の定期申請】 ・昨年度延期した定期申請を、本年12月から受付を開始する。 【市・県民税申告相談】 ・市・県民税申告相談（令和3年2月16日～3月15日）では、各会場で密を回避するため、入場整理券（相談時間を指定）を発行し実施した。 										

健康福祉部	<p>【支援事業の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金（特例）申請数 736 件(R2 年 3 月 25 日～R3 年 5 月 20 日) ・総合支援資金（特例）申請数 594 件(R2 年 3 月 25 日～R3 年 5 月 20 日) ・住居確保給付金 申請数 29 件(R3 年 4 月 20 日～R3 年 5 月 20 日)
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター：各施設において最大限の感染症対策に努めている。
市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲弥生の森博物館・荒神谷博物館は、博物館・史跡公園のガイド対応人数制限を設けているほか、移動制限等発令地域からの来館者に対しては、ガイドを見合わせている。また、手で触れることのできる展示の一部を休止している。
経済環境部	<p>(1) 市内の経済状況</p> <p>① 商工業への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームセンターでは、4 月、5 月前半の売上について、昨年同時期がコロナ特需であったことから対前年比 2 割減となっている事業者がある。 ・電気機械器具小売業では、出雲のお店応援プレミアム付商品券による高額な耐久消費財の販売を期待している事業者がある。〔出雲商工会議所の 4 月期経済動向調査報告〕 ・飲食店では、昼の売上は好調であるが、5 月 10 日以降、市内での感染症患者の確認が続いたこともあり、夜の売上はさらに落ち込んでいる事業者がある。この店では、Go To Eat 食事券の利用が多く、日によっては売上の 8 割程度を占めている。 ・出雲市駅北の繁華街のバー・スナックでは、2 次会としての利用がほとんどなく、市内での感染症患者の確認が続くことで今後の売上の見込みが立たない事業者がある。 ・旅館・ホテル等を顧客としている食料品卸売業では、4 月・5 月前半の売上は昨年と比較すると改善しているものの、一昨年対比で 40%減で今後も厳しい経営状況を見込む事業者がある。 ・自動車関連を含め製造業において、操業度や売上高が引き続き回復傾向にある。 ・建設業においては、前月比でやや好転、前年同月比、今後 3 か月予測ともに同程度と見通しを立てており、業況感の若干の改善がみられる事業者がある。〔出雲商工会議所の 4 月期経済動向調査報告〕 <p>② 観光への影響</p> <p>出雲大社周辺の観光入込客数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 4 月 まん延防止等重点措置の対象区域拡大により、R1 比 6 割程度 ・令和 3 年 5 月 ゴールデンウィーク前後での緊急事態宣言の発令、延長により、R1 比 5 割程度 <p>(2) 市内の雇用情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3 月の有効求人倍率は、1.36 で前月（1.45）を 0.09 ポイント、前年同月比では 0.17 ポイント下回った。 ・3 月の人員解雇数は、13 事業所 17 人となり前月（6 事業所 6 人）から増加しており、引き続き注視が必要。 ・島根労働局が示す県内の雇用情勢判断は、R2. 4 月以降「注意を要する状況にある」とする判断が、12 か月間続いている。
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点は農畜産物販売への大きな影響は出ていないが、米、切り花を中心に、今後業務向けの需要減少による価格低下が懸念されている。 ・コロナ禍による米国の国内住宅需要の拡大等により輸入材が不足していることから市内においても原木価格が上昇傾向にある。 ・魚価は回復傾向

都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部発注済み工事に対する建設事業者からの工期延期や資材調達等に関する相談なし ・市営住宅の家賃減免、提供に関する相談受付中
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校について 各校が、授業、学校行事、部活動の実施に際し、最大限感染症対策に努めている。 また、緊急事態宣言が発出された区域及びまん延防止等重点措置が適用されている地域への教職員の出張は命令しないとともに、私的な場合においても、当該区域はもとより感染者が多い都道府県への不要不急の移動を自粛するよう求めている。 令和3年度の水泳授業について、感染拡大防止の観点から中止することとした。
消防本部	消防団の活動について（感染防止対策を徹底する） <ul style="list-style-type: none"> ・災害活動は実施する。 ・車両及びポンプの点検は最小人数で実施する。 ・警戒巡回及び各会議は実施の必要性を方面隊で協議し実施可とする。 ・訓練は実施しない。 ・消防団として飲食を伴う会を設けない。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付中
総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「発熱外来・検査センター」の設置（12月1日から運用） ・PCR自費検査（5/17から1日2件枠で再開） ・病棟においては原則面会禁止（4月23日から継続中）

5. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置（令和2年1月30日）
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定（令和2年2月25日）
- ③政府対策本部会議：計66回開催（5月25日現在）
- ④政府専門家会議：計17回開催（令和2年7月3日廃止）
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策分科会：計28回開催（5月25日現在）

(2) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置、基本的対処方針

①緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施

公示日	内容	対象区域	対象期間
令和2年 4月7日	緊急事態宣言 発令	東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、 神奈川県、兵庫県、福岡県	4月7日～5月6日
4月16日	緊急事態宣言 区域変更	全都道府県 うち特定警戒都道府県（13都道府県） 東京都、大阪府、北海道、茨城県、 埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、 岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、 福岡県	4月16日～5月6日
5月4日	緊急事態宣言 期間延長	全都道府県（変更なし） うち特定警戒都道府県（変更なし）	4月16日～5月31日
5月14日	緊急事態宣言 区域変更	東京都、大阪府、北海道、埼玉県、 千葉県、神奈川県、京都府、兵庫県 うち特定警戒都道府県：上記8都道府県	5月14日～5月31日

5月21日	緊急事態宣言 区域変更	東京都、北海道、埼玉県、千葉県、 神奈川県 うち特定警戒都道府県：上記5都道府県	5月21日～5月31日
5月25日	緊急事態宣言解除（5月25日終了）		
令和3年 1月7日	緊急事態宣言 発令	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	1月8日～2月7日
1月13日	緊急事態宣言 区域変更	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	1月8日～2月7日
		【追加】栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、 大阪府、兵庫県、福岡県	1月14日～2月7日
2月2日	緊急事態宣言 期間延長及び 区域変更	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	1月8日～3月7日
		岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、 兵庫県、福岡県	1月14日～3月7日
		栃木県	（～2月7日終了）
2月26日	緊急事態宣言 区域変更	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	1月8日～3月7日
		岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、 兵庫県、福岡県	（～3月7日終了）
3月5日	緊急事態宣言 期間延長	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	1月8日～3月21日
3月18日	緊急事態宣言解除（3月21日終了）		
4月1日	まん延防止等 重点措置	宮城県、大阪府、兵庫県	4月5日～5月5日
4月9日	まん延防止等 重点措置区域 変更	宮城県、大阪府、兵庫県	4月5日～5月5日
		【追加】京都府、沖縄県	4月12日～5月5日
		【追加】東京都	4月12日～5月11日
4月16日	まん延防止等 重点措置区域 変更	宮城県、大阪府、兵庫県	4月5日～5月5日
		京都府、沖縄県	4月12日～5月5日
		東京都	4月12日～5月11日
		【追加】埼玉県、千葉県、神奈川県、 愛知県	4月20日～5月11日
4月23日	緊急事態宣言 発令	東京都、京都府、大阪府、兵庫県	4月25日～5月11日
	まん延防止等 重点措置期間 延長及び区域 変更	宮城県	4月5日～5月11日
		沖縄県	4月12日～5月11日
		埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県	4月20日～5月11日
		【追加】愛媛県	4月25日～5月11日
5月7日	緊急事態宣言 期間延長及び 区域変更	東京都、京都府、大阪府、兵庫県	4月25日～5月31日
		【追加】愛知県、福岡県	5月12日～5月31日
	まん延防止等 重点措置期間 延長及び区域 変更	宮城県	（～5月11日終了）
		沖縄県	4月12日～5月31日
		埼玉県、千葉県、神奈川県	4月20日～5月31日
		愛媛県	4月25日～5月31日
【追加】北海道、岐阜県、三重県	5月9日～5月31日		

5月14日	緊急事態宣言 区域変更	東京都、京都府、大阪府、兵庫県	4月25日～5月31日
		愛知県、福岡県	5月12日～5月31日
		【追加】北海道、岡山県、広島県	5月16日～5月31日
	まん延防止等 重点措置期間 延長及び区域 変更	沖縄県	4月12日～5月31日
		埼玉県、千葉県、神奈川県	4月20日～5月31日
		愛媛県	4月25日～5月31日
岐阜県、三重県		5月9日～5月31日	
	【追加】群馬県、石川県、熊本県	5月16日～6月13日	
5月21日	緊急事態宣言 期間延長及び 区域変更	東京都、京都府、大阪府、兵庫県	4月25日～5月31日
		愛知県、福岡県	5月12日～5月31日
		北海道、岡山県、広島県	5月16日～5月31日
		【追加】沖縄県	5月23日～6月20日
	まん延防止等 重点措置区域 変更	愛媛県	(～5月22日終了)
		埼玉県、千葉県、神奈川県	4月20日～5月31日
		岐阜県、三重県	5月9日～5月31日
		群馬県、石川県、熊本県	5月16日～6月13日

②基本的対処方針

・主な変更内容（5月7日変更）

<p>【緊急事態宣言対象区域】</p> <p>(1) 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等について、主催者に規模要件（人数上限5,000人かつ収容率50%など）に沿った21時までの開催を要請する。 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店含む）に対して休業を要請する。 ・多数の人が利用する床面積1,000㎡を超える施設に対して、営業時間の短縮（20時まで）を要請する。 <p>(2) 職場への出勤等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済団体に対し、在宅勤務の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表するよう要請する。 <p>(3) 医療提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は、感染拡大が顕著な都道府県において、深刻な看護師不足が生じた場合、都道府県の要請を踏まえ、緊急的な看護師派遣に取り組む。 <p>【まん延防止等重点措置区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事の判断により、緊急事態宣言期間中において、飲食店に対し、店内持込を含む酒類の提供を行わないよう要請する。 ・大規模な集客施設などに、営業時間の短縮（20時まで）を要請する。 <p>【水際対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は、インドで最初に検出された変異株への対応強化を迅速に進める。

(5月14日変更)

(1) サーベイランス・情報収集

- ・英国型の変異株の全国的な監視体制を継続する。
- ・インド型変異株の全国的な監視体制を強化する。

(2) 職場への出勤等

- ・職場において、感染防止のための取組（昼休みの時差取得など）を徹底するよう、実践例も活用しながら促す。

(5月21日変更)

(1) ワクチンについて

- ・5月21日にアストラゼネカ社及びモデルナ社のワクチンが薬事承認され、モデルナ社のワクチンについて、予防接種で使用するワクチンに追加

(2) まん延防止

- ・特定都道府県は、英国で最初に検出された変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、他地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控える。

(3) ワクチン確保・接種に係る取組

① ワクチンの供給スケジュール

- ・医療従事者等向け：5月10日の週で医療従事者約480万人2回分の数量を配布完了。
- ・高齢者向け：6月末までに高齢者約3,600万人2回分の数量の配布を完了する見込み。

② 高齢者に対するワクチン接種の終了見込みについて

(5月21日 厚生労働省報道発表)

終了予定時期	7月末まで	8月中	9月以降	合計
自治体数	1,616 (92.8%)	93 (5.4%)	32 (1.8%)	1,741

※島根県は19市町村とも7月末までに終了の見込み

③ ワクチン接種実績（首相官邸ホームページ）

【医療従事者等】（5月21日時点）

	1回目	2回目	計
全国の接種回数	3,965,411回	2,472,976回	6,438,387回
うち島根県	27,862回	17,507回	45,369回

【高齢者等】（5月23日時点）

	1回目	2回目	計
全国の接種回数	2,166,240回	173,599回	2,339,839回
うち島根県	14,803回	2,651回	17,454回

(4) 感染拡大防止対策・医療提供体制の整備（第17報以降の主なもの）

- ①円滑なワクチン接種に向け、自治体支援を目的とした「新型コロナワクチン接種地方支援本部」を設置（4月27日）
- ②イベント開催制限の期間の延長（4月27日）
- ③出勤者数の削減に関する実施状況の公表（5月19日）
- ④米モデルナ社製及び英アストラゼネカ社製のワクチンを特例承認（5月21日）
- ⑤東京都及び大阪府に設置した防衛省・自衛隊による「大規模接種センター」の運営開始（5月24日）

(5) 緊急対応策、緊急経済対策、補正予算

対策・予算	財政規模	概要
緊急対応策【第1弾】 (令和2年2月13日)	予備費 103 億円を講じ、総額 153億円の対応	・帰国者等への支援、・国内感染対策の強化 ・水際対策の強化、・影響を受ける産業等への緊急対応、・国際連携の強化等
緊急対応策【第2弾】 (3月10日)	財政措置： 約 0.4 兆円 金融措置： 総額 1.6 兆円	・感染拡大防止策と医療提供体制の整備 ・学校臨時休業に伴って生じる課題への対応 ・事業活動の縮小や雇用への対応 ・事態の変化に即応した緊急措置等
緊急経済対策 (4月7日) (4月20日変更)	財政支出： 48.4 兆円程度 事業規模： 117.1 兆円程度	・感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 ・雇用の維持と事業の継続 ・次段階として官民を挙げた経済活動の回復
第1次補正予算 (4月30日成立)	補正額： 約 25.7 兆円	・強靱な経済構造の構築 ・今後の備え
第2次補正予算 (6月12日成立)	補正額： 約 31.9 兆円	・雇用調整助成金の拡充等、・資金繰り対応の強化、・家賃支援給付金の創設、・医療提供体制の強化 ・その他の支援（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、低所得のひとり親世帯への追加的な給付、持続化給付金の対応強化、その他） ・新型コロナウイルス感染症対策予備費
「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (12月8日閣議決定)	財政支出： 40.0 兆円程度 事業規模： 73.6 兆円程度	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 ・ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 ・防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保
第3次補正予算 (1月28日成立)	補正額： 約 19.1 兆円	

○新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用実績（令和2年度）

（単位：億円）

閣議決定日	内容	金額
	令和2年度1次補正追加額（令和2年4月30日成立）	15,000
	令和2年度2次補正追加額（令和2年6月12日成立）	100,000
	令和2年度3次補正における修正減少（令和3年1月28日成立）	▲18,500
5月19日	学生支援緊急給付金の創設	531
5月26日	医療用マスク・ガウン等の優先配布、診療報酬上の特例的な措置	1,839
8月7日	持続化給付金、個人向け緊急小口資金等の特例貸付、検疫体制の強化	11,257
9月8日	ワクチンの確保	6,714
9月15日	検査体制の抜本的な拡充、医療提供体制の確保、ワクチンの確保等、個人向け緊急小口資金等の特例貸付等	16,386

10月16日	雇用調整助成金、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金、農林漁業者の経営継続補助金	5,492
12月11日	Go To トラベル期間延長、ひとり親世帯臨時特別給付金	3,856
12月25日	更なる病床確保のための緊急支援、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	4,862
1月15日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	7,418
2月9日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、一時支援金、PCR検査による感染拡大の端緒の早期探知	11,373
3月23日	個人向け緊急小口資金等の特例貸付、子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルス感染症対応休業給付金、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援、政府による対策の広報の強化、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金	21,693
予備費残額		5,080

○新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用実績（令和3年度）（単位：億円）

閣議決定日	内容	金額
令和3年度予算額（令和3年3月26日成立）		50,000
4月30日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	5,000
5月14日	ワクチンの確保	5,120
予備費残額		39,880

6. 県の主な対応状況

（1）県対策本部等

- ①危機管理対策本部の設置（令和2年1月30日）
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置
(令和2年3月26日)

県対策本部会議：計34回開催（5月25日現在）

（2）感染拡大防止策・医療提供体制の整備の主な取組

- ①島根県病床確保計画の策定（7月9日公表）
 - ・入院病床：200床＋予備53床（指定医療機関及び入院協力病院：22機関）
 - ・宿泊療養：98室（玉造国際ホテル45室、少年自然の家20室、サンレイク33室）
 - ・病床使用率（5月25日24時時点）

確保病床数	即応病床	入院患者数	病床利用率	
			確保病床	即応病床
253床	206床	96人	37.9%	46.6%

- ②感染拡大地域に在住の基礎疾患を有する島根県出身者等への一時帰県支援
対象地域：緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象地域である都道府県のうち、全入院者及び重症患者の確保病床使用率が50%以上の都道府県
対象期間：令和3年4月24日（土）から7月4日（日）までの宿泊

③イベント開催制限の期間延長（～5月31日まで）

④中国地方知事会からメッセージ発出（5月16日）

⑤PCR検査、抗原検査体制

・県内検査件数：24,335件（5月24日公表時点）

・変異株の疑いを確認するためのPCR検査を開始（2月以降）

県内での変異株確認件数：150件（5月24日公表時点）

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

年度	予算時期	項目	予算 (百万円)
R元	3月専決 (3月25日)	(1)生活福祉資金の特例貸付 (2)認可外保育施設等の感染拡大防止 (3)障がい児放課後等デイサービスの利用者の負担軽減 (4)感染症患者入院医療機関の設備整備支援 ※中小企業者等向け及び農業者・漁業者向けの制度融資資金は3月専決に先立って制度創設	214
R2	4月専決 (4月30日)	(1)医療提供体制の強化 (2)学校における感染防止・臨時休業等への対応 (3)社会福祉施設等における感染防止対策 (4)県内経済を守る施策 (5)県民生活の支援 (6)県行政の体制強化	6,774
	5月専決 (5月22日)	(1)PCR検査対象の拡大 (2)PCR検査体制の強化に向けた保健環境科学研究所の改修 (3)県立学校等における遠隔授業等の環境整備 (4)中小企業者等に対する相談体制の強化	724
	6月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	16,391
	7月専決 (7月31日)	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	6,214
	9月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	10,833
	11月補正	【追加対策】 4,139百万円 I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 【減額補正等】 ▲482百万円	3,657
	11月補正 (追加分)	無症状者等の宿泊療養施設整備事業	4

	2月補正 (1号議案)	①新型コロナウイルス感染症対応資金の融資枠増額 ②県内飲食業需要回復・拡大の支援 ③県産品を活用した観光需要の下支え ④新型コロナウイルス感染症対策調整費	2,096
	2月補正 (3号議案)	【追加対策】 5,701百万円 I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他 【減額補正等】 ▲1,552百万円	4,149
R 3	当初予算	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	6,907

(4) 県民への要請 (令和3年5月22日) ※下線は第17報時点からの変更箇所

<p>県民の皆様に対し、以下のとおり要請します。 要請期間は、<u>令和3年5月31日まで</u>とします。</p> <p>(都道府県をまたぐ移動について)</p> <p>1. 緊急事態措置を実施すべき区域である、<u>北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県</u>との往来を控えてください。 まん延防止等重点措置を実施すべき区域である<u>群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県及び熊本県</u>との往来を控えてください。 この他に、<u>福島県、茨城県水戸市、栃木県、和歌山県、山口県、香川県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県</u>などのように、各都道府県から住民に対して、不要不急の外出自粛や、<u>県境を越えた不要不急の移動の自粛</u>を要請している地域との往来については、慎重な判断をお願いします。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。 ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。</p> <p>(基本的な感染症対策の徹底について)</p> <p>2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)」に注意し、引き続き (1) 「3つの密」の回避、(2) 「人と人との距離の確保」 (3) 「マスクの着用」、(4) 「手洗いなどの手指衛生」など、<u>基本的な感染症対策に取り組むよう</u>お願いします。 <u>また、単身赴任中のご家族など、自宅等に県外から帰県された方がいる場合には、家庭でできる感染予防対策、</u> (1) <u>会話するときは自宅でもマスクを着用</u> (2) <u>ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒</u> (3) <u>石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒</u> (4) <u>窓を開けておくなど定期的な換気</u> (5) <u>寝室を分ける</u> (6) <u>洗面所等のタオルやコップを共有しない</u> (7) <u>大皿の料理を避け、食器や箸等を共有しない</u> <u>などを徹底するよう</u>お願いします。</p>
--

(職場等での健康管理について)

3. 発熱や風邪等の症状がある場合は、仕事や学校は休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医や「健康相談コールセンター」に連絡のうえで、早めに医療機関を受診してください。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理に徹底して頂くようお願いいたします。

(飲食店の利用について)

4. 飲食店等の利用について、各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした対策が徹底された店舗を利用して頂くことを前提として、次の内容をお願いします。

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えてください。
- (2) 飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えてください。
- (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で1時間30分を限度としてください。
- (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用は控えてください。
 - ② 県内でも、県外の方との利用を控えてください。
- (5) カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底し、遵守してください。

ただし、いずれの事項も、「鳥取県(全域)」と、生活(通勤、買物等)圏域に属する「広島県・山口県」の一部の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

(十分な換気の実施について)

5. 略

(業種ごとのガイドライン遵守について)

6. 略

(イベント開催の目安について)

7. 略

(接触確認アプリの活用について)

8. 略

(事業所での接触低減の取組について)

9. 略

(誹謗中傷や差別の防止について)

10. 略